

最高裁判所第二小法廷御中

2020(令和2)年8月11日

抜本的被害救済の判決を

第2次新横田基地公害訴訟原告団

団長 中島 利美

私たち第2次新横田基地公害訴訟団は、2013(平成25)年3月26日、1000名余の横田基地周辺住民が国を被告として、横田基地を離着陸する米軍機及び自衛隊機の夜7時から朝7時までの飛行差し止めと、損害賠償を求めて提訴しました。

2019(令和1)年6月6日の控訴審判決では、米軍機により受忍限度を超える違法な騒音被害が広範囲に生じていることを改めて認定しました。損害賠償額は、2005(平成17)年11月30日の東京高裁判決を増額した一審判決を維持しました。しかし、いっこうに減らない被害実態にもかかわらず、一方的にW値75から70Wに切り下げられた原告の被害を過小評価し、認めなかったことは極めて不当であると言わざるを得ません。

そして私たちの飛行差止めに入れられた、せめて静かに眠れる夜と家族団らん・休息の時間を確保したいというささやかな願いが、又しても退けられました。控訴審判決では、「横田飛行場における米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはない」「原告らが引用する地位協定のいずれの条文も、横田飛行場における米軍機の運航等を規制ないし制限することのできる根拠となり得るとは解されない」との判断でした。横田基地の米軍の活動には日本の国内法が適用される以上、住民の権利を侵害する米軍機の飛行について、日本政府が規制しうるのは当然のことです。最高裁は、日米地位協定及び人格権等に関する解釈の誤りを是正してください。

結審から判決までの被害の継続を認め、将来の賠償請求の一部を認定した第1次新横田基地公害訴訟控訴審判決(2005年11月30日)のように、新たな被害救済の道を拓く解釈が、貴最高裁第二小法廷においてもできると、私たちは確信しています。

騒音被害のない当たり前の生活がしたいという願いを実現するために、訴え続けて45年、未だに解決できない「法治国家日本」にいきどおりを感じます。現在の横田基地は、CV22 オスプレイの増備が予定され、増加するであろう低周波音の人体への影響や、連日の低空旋回飛行訓練を行うC130J輸送機による騒音被害は継続しています。私たちの被害実態に寄り添い、抜本的被害救済となる判決を求めます。

以上